

NDC社発22-020号
2022年1月18日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12
MHI原子力研究開発株式会社
取締役社長 南雲 浩行

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、別紙のとおり保安規定の変更認可の申請をします。

(別 紙)

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 MHI 原子力研究開発株式会社
住 所 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12
代表者の氏名 取締役社長 南雲 浩行
事業所の名称 MHI 原子力研究開発株式会社
事業所の住所 〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12

2. 変更の内容

- (1) 第2条(適用範囲)について、社名をニュークリア・デベロップメント株式会社から
MHI 原子力研究開発株式会社へ変更する。
- (2) 別表第10に掲げる周辺監視区域内外における線量当量率等の測定並びに別表第11に
掲げる外部被ばくによる線量の測定のため、線量計として光刺激線量計を追加する。
詳細を別添に示す。

3. 変更の理由

- (1) 社名変更のため
(2) 線量計の信頼性確保のため

4. 施行日

変更後の保安規定については、原子力規制委員会による認可日以降、社長が定める日
から施行する。

核燃料物質使用施設等保安規定
変更認可申請書

新旧対照表

2022年1月18日

MHI原子力研究開発株

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p>第1章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本規定は、<u>ニュークリア・デベロップメント株式会社</u>（以下、「当社」という。）燃料ホットラボ施設（以下「当施設」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本規定は、<u>MHI原子力研究開発株式会社</u>（以下、「当社」という。）燃料ホットラボ施設（以下「当施設」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。</p>	(1) 社名変更のため

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前			変更後			理由
測定項目	測定方法と測定箇所	頻度	測定項目	測定方法と測定箇所	頻度	
線量当量率等 (γ 線)	モニタリングポスト 1か所 サーベイメータ 15か所	連続 月1回	線量当量率等 (γ 線)	モニタリングポスト 1か所 サーベイメータ 15か所	連続 月1回	(2) 線量計の信頼性確保のため
線量	熱蛍光線量計 11か所	3月ごと	線量	光刺激蛍光線量計又は熱蛍光線量計 11か所	3月ごと	
*線量当量率等の測定位置については、別図第4に示す。						
別表第10 周辺監視区域内外における線量当量率等の測定*						
別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定						
(1) 外部被ばくによる線量						
対象者 放射線業務従事者	個人線量計 熱蛍光線量計バッヂ	頻度 <u>3ヶ月ごと及び女子にあっては1月間ごと並びに必要な都度</u>	対象者 放射線業務従事者	個人線量計 光刺激蛍光線量計バッヂ又は熱蛍光線量計バッヂ	頻度 <u>1ヶ月間ごと並びに必要な都度</u>	(2) 線量計の信頼性確保のため
	ポケット線量計	必要な都度		ポケット線量計	必要な都度	
一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができ	一時立入者	ポケット線量計	立入の都度。ただし、見学等のために管理区域へ立ち入らせる場合は、代表者にのみ着用させることができ	
(2) 内部被ばくによる線量						
対象者 放射線業務従事者	検査項目 内部被ばく評価	頻度 3ヶ月ごと 及び必要な都度	対象者 放射線業務従事者	検査項目 内部被ばく評価	頻度 3ヶ月ごと 及び必要な都度	(2) 線量計の信頼性確保のため
	体外計測 バイオアッセイ	必要な都度		体外計測 バイオアッセイ	必要な都度	